

事 務 連 絡
令和2年3月24日

一般社団法人福島県建設産業団体連合会
一般社団法人福島県建設業協会
一般社団法人福島県測量設計業協会
一般社団法人建設コンサルタント協会東北支部

御中

福島県建設産業室

新型コロナウイルス感染症に関する現場の対応について

このことについて、県では国からの通知を受けて、別紙のとおり発注機関に通知したほか、各市町村にも同様の周知をしていることを、参考までお知らせします。

(事務担当 建設産業室 電話 024-521-7452)

元企技第1444号
令和2年3月23日

部内各課（室）長
部内各公所長 様
部内各准公所長

土木部次長（企画技術担当）

新型コロナウイルス感染症に関する現場の対応について（通知）

令和2年2月27日付け元財第2429号「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について（通知）」、令和2年3月2日付け元財2448号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について（通知）」、令和2年3月12日付け元財第2597号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長等について（通知）」及び令和2年3月23日付け元財第2725号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応等について」を受け、下記のとおり土木部の取り扱いをあらためて整理しましたので、受注者への周知など適切に対応願います。

また、調査、設計、測量等の委託業務についても、同様の取扱いがなされるようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルスの感染予防について

公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、発注した工事の現場等において、現場状況等を勘察しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての工事従事者等の健康管理に留意すること。

2 新型コロナウイルス感染症の感染に伴う対応について

工事従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、受注者が保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機や工事等の一時中止の措置を講ずる場合には報告等を求めること。

なお、受注者から発注者へ感染者の判明や今後の対応について報告等があった場合は、「事件（事故）等報告書」により土木部における危機事象発生時の情報連絡ルートに基づき対応すること。

3 工事等の一時中止措置について

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

1) 工事等の一時中止措置を実施している受注者への対応

発注者は、工事等の一時中止措置を実施している受注者に対して、一時中止の期間について延長希望の有無を確認する。その際、下請企業等の経営状況を踏まえた上での意向を確認すること。

受注者から工事等の一時中止措置の延長の希望がある場合には、延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、福島県工事請負契約約款等に基づき、工事等の一時中止の期間の変更を行う。

また、一時中止の延長を行った場合においては、福島県工事請負契約約款等に基づき、必要に応じて請負代金額等の変更又は工期等の延長を行うなど、適切に対応すること。一時中止の期間は、別途通知するまでの期間とする。

2) 工事等の一時中止措置を実施していない受注者への対応

今後受注者自ら工事等の一時中止の意向を申し出る場合は、受注者の責めに帰すことができないものとして工事等の一時中止措置を実施して差し支えない。この場合において、一時中止の期間は別途通知するまでの期間とする。

3) その他

工事等の一時中止措置を実施した場合において、一時中止措置の延長の希望がない場合は、順次、工事等を再開することとするが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合には、(1)に準じて対応すること。

なお、この場合における一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定すること。

4 その他

(1) 3において、受注者が工事等の一時中止や工期等の延長を申し出ることができる場合には、工事従事者等の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、工事従事者等が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止を行う必要がある場合を含む。

(2) 完成等の通知を受けた工事等について、工事等の一時中止を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、受注者に完成等の通知を取り下げさせた上で工事等の一時中止を行う。

(3) 工事等の一時中止措置に伴う繰越の手續等について

3の措置に伴い、工期等が年度を越える可能性がある場合には、繰越の手續き等について予算主務課と協議すること。

5 一時中止措置を行った工事等に関する報告について

工事等の一時中止措置を行った発注者は、その都度、別紙1により技術管理課へ報告すること。

別紙1

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止箇所

①工事

	事務所名	工事番号	工事名	受注者	一時中止期間	感染有
例	〇〇〇〇建設事務所	19-41000-0000	道路橋りょう改良工事(〇〇)	〇〇建設株式会社	R2.3.2-R2.3.19	○
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	合計					

②業務(委託)

	事務所名	工事番号	業務名	受注者	一時中止期間	感染有
例	〇〇〇〇建設事務所	19-41000-0000	測量設計業務委託	〇〇コンサルタント株式会社	R2.3.2-R2.3.19	—
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	合計					

※行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

※「感染有」:工事又は業務従事者に感染が確認された場合は「○」としてください。